

下野市建築物耐震改修促進計画 《三期計画》

令和3年4月

下 野 市

〔目次〕

1. 基本方針.....	1
1-1 背景と目的.....	1
1-2 位置づけ.....	2
1-3 計画期間.....	2
1-4 耐震改修促進法の改正等.....	3
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	4
2-1 地震被害の想定及び減災効果.....	4
2-2 耐震化の現状.....	8
2-3 耐震改修等の目標.....	12
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	15
3-1 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針.....	15
3-3 建築物の耐震化の促進.....	17
3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業.....	17
3-5 優先的に耐震化に着手すべき建築物.....	19
3-6 地震発生時に通行を確保すべき道路.....	20
3-7 重点的に耐震化すべき区域.....	21

1. 基本方針

1-1 背景と目的

平成7(1995)年1月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により6,400人余の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人で、その約9割が倒壊した住宅・建築物による圧死でした。

この教訓を踏まえ、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が施行され、その後、平成17(2005)年11月の改正によって市町村による計画の策定が規定されました。

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や、平成30(2018)年6月に発生した大阪府北部地震では、天井やブロック塀等の脱落・倒壊などによる人的被害も発生し、柱や梁以外の非構造部材を含めた、総合的な耐震化の重要性が改めて確認されました。

さらに、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘され、東日本大震災を超える甚大な被害の発生が懸念されています。

このため、平成25(2013)年11月には、耐震改修促進法が改正され、不特定多数の者が利用する大規模建築物における耐震診断及び結果の公表の義務付けや、耐震性に係る表示制度の創設、平成31(2019)年1月にはブロック塀等の耐震診断義務付け対象化など、建築物等の耐震化を促進する取組が一層強化されました。

県では、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年告示第184号)」に基づき、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の計画期間とする「栃木県建築物耐震改修促進計画(三期計画)」を策定しています。

本市においても、これらの国や県の動きを踏まえ、「下野市建築物耐震改修促進計画(三期計画)」を策定し、今後とも地震による住宅・建築物の被害の軽減を図り、市民の生命と財産を保護するため、既存建築物の耐震化の促進を計画的かつ総合的に推進します。

1-2 位置づけ

本計画は、平成 29(2017)年 3 月に策定した「下野市建築物耐震改修促進計画」について、耐震改修促進法、国の基本方針及び県計画に基づいて見直しを行い、三期計画として定めたものです。

また、「下野市地域防災計画」、「下野市第二次総合計画」等の関連計画との整合を図りつつ定めています。

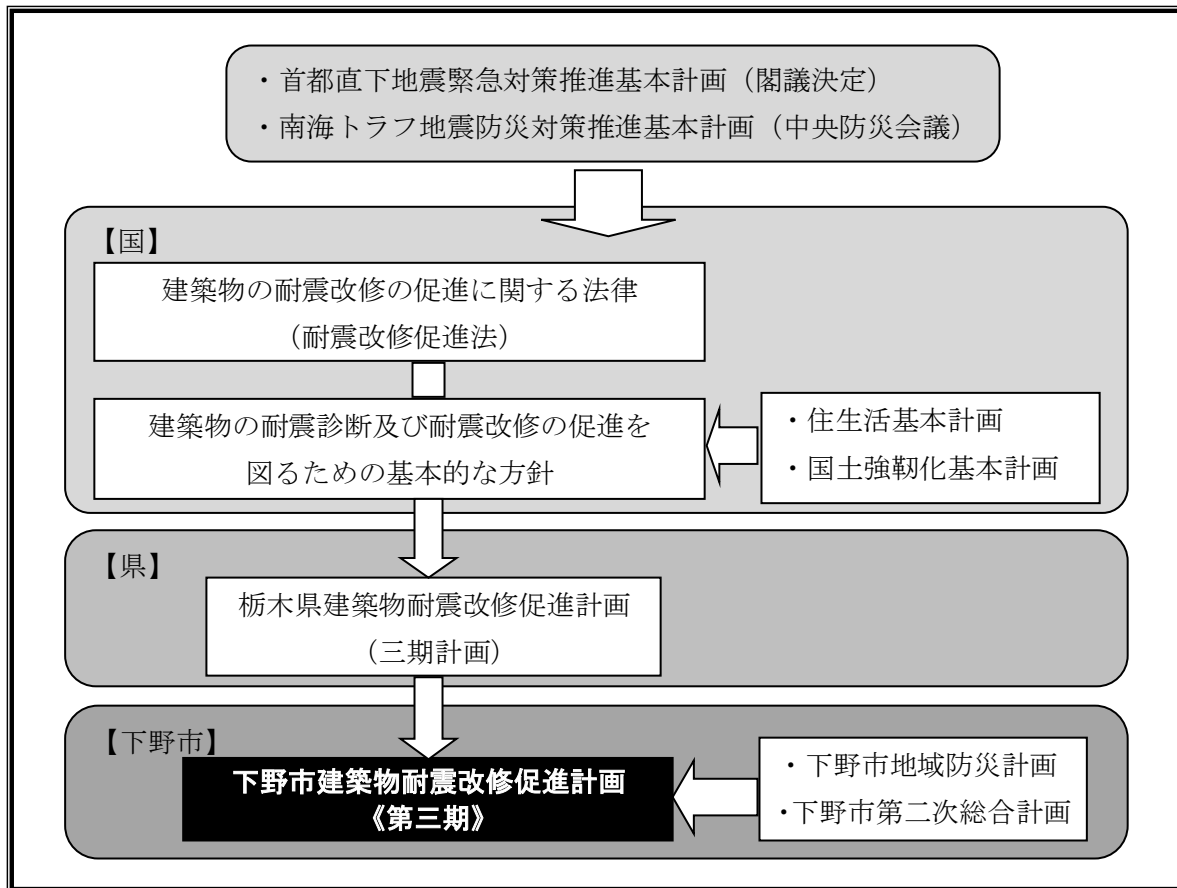


図 計画の位置づけ

1-3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までとし、社会経済状況や関連計画の改定に対応するため、必要に応じて計画内容を見直します。

1-4 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、首都直下地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などから、平成 25(2013)年 11 月に改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成 30(2018)年 6 月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難経路等の安全確保のための政令改正等がなされました。

規制強化の主な内容は、以下のとおりです。

- ・一定規模以上の多数の者が利用する建築物の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・一定規模以上で、避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・すべての既存耐震不適格建築物の耐震化の努力義務

また、建築物の耐震化の円滑な促進のための措置として、以下の促進策も設けられました。

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- ・所管行政庁の認定を受けた耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- ・区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和
(区分所有法の特例：3/4→1/2)

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 地震被害の想定及び減災効果

(1) 過去の主な地震被害

県内及びその周辺で発生し、被害をもたらした主な地震は、以下のとおりです。

地震による被害の発生頻度は低いものの、過去には大規模地震による被害が発生しています。

表 栃木県に被害をもたらした過去の主な地震

西暦（和暦）	震災地	マグニチュード	主な被害
1949年 (昭和24年)	今市地方	6.2(8時17分) 6.4(8時25分)	今市を中心に被害。死者10人、負傷者163人、住家全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟
1996年 (平成8年)	茨城県南部	5.5	県内12市町で被害。軽傷者1人、住家一部破損47棟
2000年 (平成12年)	茨城県沖	6.1	県内での最大震度5弱。人的・家屋被害無し
2008年 (平成20年)	茨城県南部	6.7	県内での最大震度5弱。人的・家屋被害無し
2011年 (平成23年)	東北から関東北部の太平洋沿岸 (東北地方太平洋沖地震)	9.0	死者4、負傷者133、住家全壊261、住家半壊2,118(平成26年9月10日現在、消防庁調べ)
2013年 (平成25年)	日光(栃木県北部地震)	6.2	人的被害無し。温泉宿泊施設一部破損6棟

出典：「栃木県地震減災行動計画(平成31(2019)年3月)」より抜粋

(2) 想定される地震の規模、被害予測及び減災効果

県が平成 25(2013)年に実施した栃木県地震被害想定調査では、県内に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として「県庁直下に震源を仮定した地震」を想定し、その被害を予測しています。

① 想定条件

想定地震の概要は以下のとおりとなっています。

表 想定条件

想定地震名	地震規模	断層長さ	震源幅
県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	約 30km	18km

② 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、以下のケースを設定しています。

冬 深夜	多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
冬 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

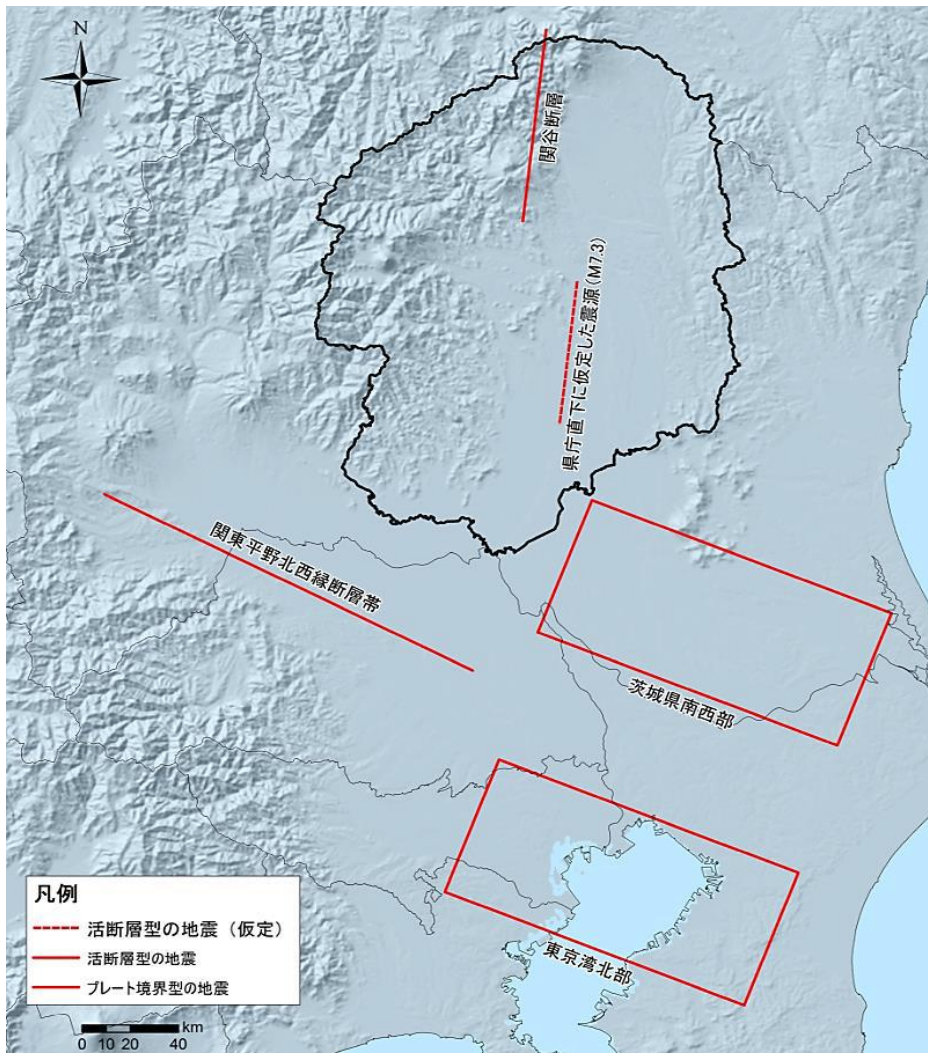


図 想定震源の位置図

出典：栃木県地震被害想定調査

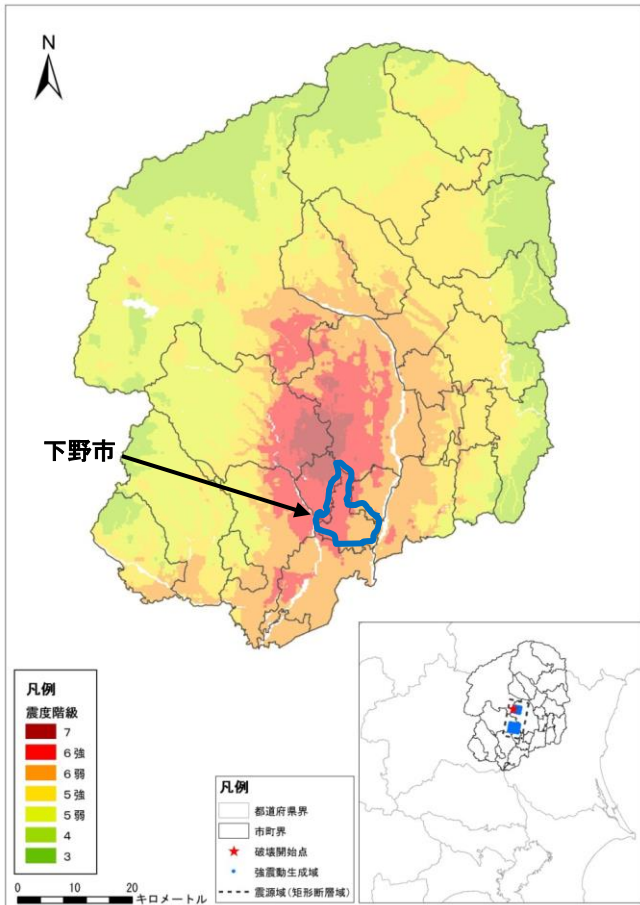


図 震度分布図

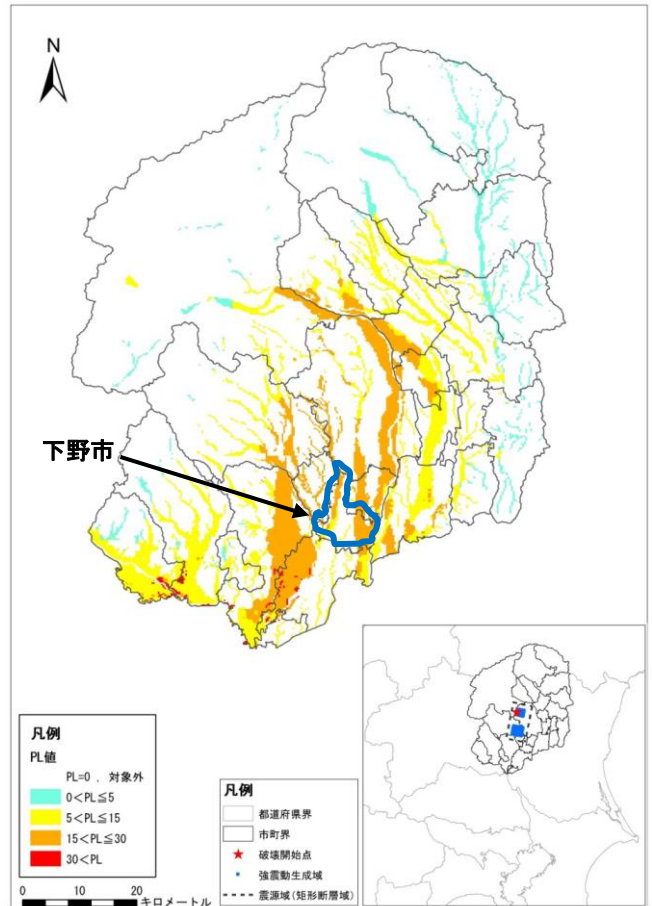


図 液状化危険度

出典：栃木県地震被害想定調査

③ 想定される被害の状況及び減災効果

「県庁直下に震源を仮定した地震」による被害想定結果によると、本市における最大震度は6強で、液状化被害の発生も予想されています。

表 「県庁直下に震源を仮定した地震」による被害想定結果

		建物被害				
		全壊棟数（棟）				
		液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数	合計
全壊棟数	栃木県	798	61,921	68	8,025	70,812
	下野市	11	2,642	0	303	2,956

※冬・夕方 18 時：最大風速 10m/ s

		人的被害				
		死者数（人）				負傷者数（人）
		建物倒壊	土砂災害	火災	合計	
死者数	栃木県	3,829	6	92	3,926	32,081
	下野市	168	0	1	169	1,550

※冬・深夜：最大風速 10m/ s

県では、想定地震による被害予測とあわせて、各種減災対策（住宅等の耐震化促進、家具類の転倒・落下防止、自主防災組織の育成支援等）を講じることで得られる減災効果を以下のとおり想定しています。

特に、住宅・建築物の耐震化を促進することにより、地震発生時の建物被害や人的被害を減少させることができます。

表 建物被害・人的被害の減災効果の算出結果（栃木県）

減災効果	建物被害				
	全壊棟数（棟）				
	液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数	合計
現状	798	61,921	68	8,025	70,812
対策後	475	22,969	66	1,556	25,067
減災率	40%	63%	2%	81%	65%

減災効果	人的被害				
	死者数（人）				負傷者数（人）
	建物倒壊	土砂災害	火災	合計	
現状	3,829	6	92	3,926	32,081
対策後	1,332	6	7	1,345	13,639
減災率	65%	0%	93%	66%	57%

※被害想定及び減災効果の数値は推計値であり、小数点以下を四捨五入しているため、合計及び減災率が合わないことがあります。

出典：栃木県地震減災行動計画

2-2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成 30 年住宅・土地統計調査によると本市の住宅は 22,610 戸であり、これに基づいて推計された令和 2(2020)年度末現在の本市の住宅は 23,288 戸となります。このうち昭和 56 年 6 月の建築基準法改正前に建築された旧耐震基準建築物は 3,265 戸で 14.0%であり、一方、建築基準法改正後に建築された新耐震基準建築物は 86.0%の 20,023 戸となります。

平成 30 年住宅・土地統計調査結果を用いた推計によると、旧耐震基準建築物のうち、耐震改修工事を行ったものは 972 戸となります。また、耐震性を満たすと考えられる住宅は、国土交通省と同様の方法により推計すると 997 戸となります。

以上から、本市の耐震化の現状は、住宅総数 23,288 戸のうち、21,992 戸が耐震性を有する住宅となり、耐震化率は 94.4%となります。

令和 2 年度末の推計

耐震性有戸数	21,992 戸
住宅総数	23,288 戸
耐震化率	94.4%

(2) 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定されている「多数の者が利用する建築物」、第 2 号に規定されている「危険物を取り扱う建築物」、第 3 号に規定されている「地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物」に分類されています。

① 多数の者が利用する建築物（法第 14 条 1 号）

県及び本市が令和 2(2020)年度に行った調査によると、本市の多数の者が利用する建築物は 130 棟となります。昭和 56 年 6 月以降に新耐震基準で建築された建築物は 95 棟、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物は 35 棟で、そのうち耐震性を有する建築物は 33 棟となります。

以上から、耐震性を満たす建築物は 128 棟で、耐震化率は 98.5%となります。

表 多数の者が利用する建築物の状況 (棟)

分類	1. 防災上重要な建築物		2. 利用者の滞在時間が長い建築物		3. 不特定多数者利用建築物		4. 特定多数者利用建築物		合計	
	用途		用途		用途		用途			
種別	小計		小計		小計		小計		小計	
	民有	市有	民有	市有	民有	市有	民有	市有	民有	市有
総数	51		50		8		21		130	
	17	34	50	0	2	6	21	0	90	40
新耐震基準建築物	36		41		5		13		95	
	16	20	41	0	1	4	13	0	71	24
旧耐震基準建築物	15		9		3		8		35	
	1	14	9	0	1	2	8	0	19	16
耐震性有り （「耐震性有り」と診断、又は耐震改修されたもの）	15		9		2		7		33	
	1	14	9	0	0	2	7	0	17	16
耐震性無し （「耐震性無し」と診断され、未改修のもの）	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耐震性未確認 （耐震診断未実施、又は結果が不明のもの）	0		0		1		1		2	
	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
耐震性を満たす建築物	51		50		7		20		128	
	17	34	50	0	1	6	20	0	88	40
耐震化率 (%)	100.0		100.0		87.5		95.2		98.5	
	100.0	100.0	100.0	—	50.0	100.0	95.2	—	97.8	100.0

出典：令和 2(2020)年度栃木県特定建築物台帳、令和 2(2020)年度末下野市調べ

② 危険物を取り扱う建築物（法第 14 条 2 号）

石橋地区消防組合が行った調査によると、市内の危険物を取り扱う建築物の状況は次のとおりです。
 なお、耐震性を満たさない昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物の数はこれより減少するものと思われま

表 危険物を取り扱う建築物の状況

	製造所	屋内貯蔵所	屋内タンク 貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
棟数	8	37	5	16	43	109
割合	7.3%	33.9%	4.6%	14.7%	39.5%	100.0%

(令和 3 年 3 月 11 日時点)

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（法第 14 条 3 号）

平成 28(2016)年度に行った現地調査によると、県指定の第 1 次～第 3 次緊急輸送道路では 24 棟、市指定緊急輸送道路※1 では 54 棟の建築物が該当します。

また、建築年次別にみると、昭和 56 年 5 月以前※2 の建築物が 40 棟、昭和 56 年 6 月以降の建築物が 38 棟となっています。

※1：市指定緊急輸送道路は、「下野市地域防災計画」において各避難所への避難経路を 2 箇所以上設けることが必要とされていることから、この考えに基づくとともに、避難所周辺道路の状況を勘案して設定した候補路線を対象としています。

※2：建築年次不明のものは、昭和 56 年以前建築物としてカウントしています。

表 3 号特定建築物の状況

	昭和 56 年 5 月以前	昭和 56 年 6 月以降	合計
第 1 次緊急輸送道路	9	8	17
第 2 次緊急輸送道路	2	2	4
第 3 次緊急輸送道路	1	2	3
小計	12	12	24
市指定緊急輸送道路	28	26	54
合計	40	38	78

※現地調査の結果、法第 14 条 3 号に規定する特定建築物に該当する可能性のある建築物の棟数

現地調査の方法は、建築物の 1 階分の高さを 3m として建物階数に乗じて算出した高さが、緊急輸送道路に該当する道路幅員の 1/2 よりも高い建築物を抽出しています。

該当建築物の分布状況をみると、JR 石橋駅及び JR 小金井駅のそれぞれ駅西側周辺の市街地に集中していることが伺えます。

県指定の緊急輸送道路の安全な通行を確保するとともに、避難所への避難路となる市指定緊急輸送道路沿道の建築物倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進する必要があります。

(3) 市有建築物

本市で実施した調査によると、令和2(2020)年度末現在の市有建築物は166棟となります。昭和56年6月以降に新耐震基準で建築された建築物は123棟、昭和56年5月以前に建築された建築物は43棟で、そのうち耐震性を有する建築物は39棟となります。

以上から、耐震性を満たす建築物は162棟で、耐震化率は97.6%となります。

表 市有建築物の耐震化の状況

種別		全棟数 A=B+C	新耐震 基準 建築物 B	旧耐震 基準 建築物 C	うち耐震性 あり D	耐震性あり 建築物 E=B+D	耐震化率 F=E/A
災害対策拠点施設	庁舎等	1	1	0	0	1	100.0%
避難収容施設	校舎、公民館、体育館等	106	73	33	31	104	98.1%
避難弱者収容(社会福祉)施設	福祉施設、保育園等	16	14	2	2	16	100.0%
不特定多数の人が集まる施設	図書館、展示施設等	16	16	0	0	16	100.0%
比較的滞在時間が長い施設	事務所、作業施設等	1	0	1	0	0	0.0%
その他施設	車庫、倉庫、機械室等	26	19	7	6	25	96.2%
合計		166	123	43	39	162	97.6%

出典：令和2(2020)年度末現在市調べ

※1 前回計画と同様に、延床面積200㎡以上の建築物全てを対象とします。

2-3 耐震改修等の目標

国では、平成 30 年住宅・土地統計調査の結果から、平成 30(2018)年時点の全国の住宅の耐震化率を 87%と推計しました。これを受け、これまで掲げていた令和 2(2020)年度までの耐震化率目標 95%の目標達成は困難であるとの見方を示しており、令和 2(2020)年度の耐震化率目標を 5 年間スライドし、令和 7(2025)年度までに 95%にすることを目標とするとともに、令和 12(2030)年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）では、国の目標を踏まえて令和 7(2025)年度末の住宅耐震化率の目標を 95%に設定しています。本市の令和 2(2020)年度末の住宅耐震化率は 94.4%であり、現在のペースで耐震化が進んでいくと、令和 7(2025)年度末の耐震化率は 95.7%になると推計されます。

本市では、住宅及び多数の者が利用する建築物の令和 7 年度末の耐震化率の目標について、県や国の目標を踏まえ 96%に設定し、目標達成のための施策の展開を推進していきます。

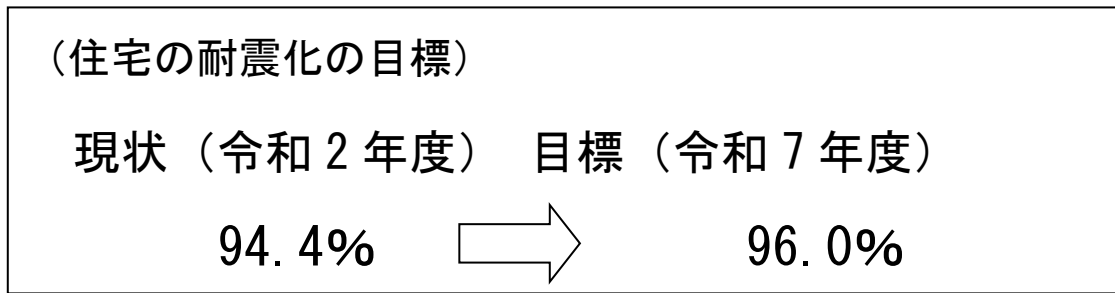
市有建築物については、令和 2(2020)年末現在の耐震化率が 97.6%であり、耐震性が不足している建築物について、今後も耐震化を進め、令和 7(2025)年度末までに全ての建築物が耐震性を満たすことを目標とします。

令和 7(2025)年度までの目標耐震化率を達成することを基本とし、目標達成のための総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に展開していきます。

表 建築物種別毎の耐震化の現状と目標一覧

種別	現状 (令和 2 年度末)	目標 (令和 7 年度末)
住宅	94.4%	96%
多数の者が 利用する建築物	98.5%	100%
市有建築物	97.6%	100%

(1) 住宅の耐震化の目標



住宅耐震化率の目標は、国及び県の方針、現状を踏まえて令和7年度末までに96%にすることとします。

住宅の耐震化率96%を達成するためには、23,474戸の耐震化が必要です。今後、耐震改修や建替え等により、令和7(2025)年度までに23,412戸の住宅が耐震性を満たすものと推計されます。

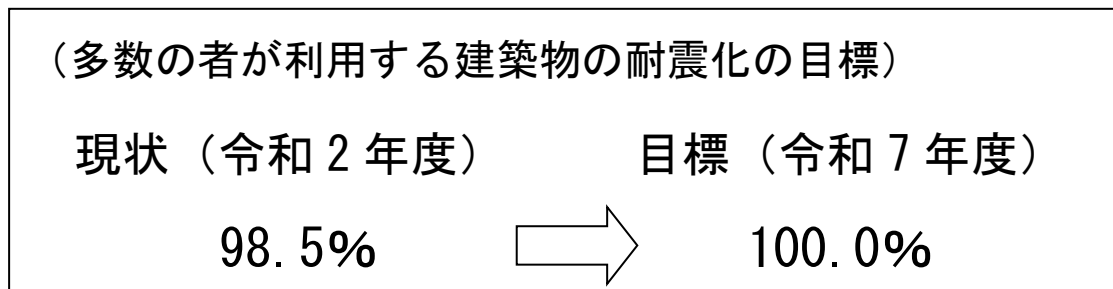
耐震化率96%の目標を達成するためには、耐震化を支援する施策の展開により、更に62戸の耐震改修を目指します。

(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

① 多数の者が利用する建築物

国の基本方針、県の建築物耐震改修促進計画を踏まえ、令和7(2025)年度末までに耐震化率100%にすることを目標とします。

耐震化率100%を達成するためには、2棟の耐震化が必要です。



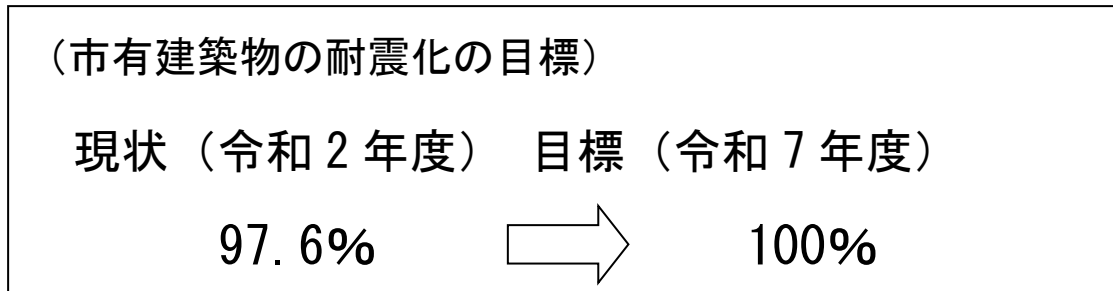
② 危険物を取り扱う建築物

該当する建築物については、震災時に倒壊した場合、周囲に与える影響が大きい建築物の立地状況や構造を把握した上で耐震化を促進します。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

該当する建築物については、震災時に倒壊した場合に、避難や救助の妨げとなる可能性があることを所有者に周知するなどの働きかけにより、耐震化を促進します。

(3) 市有建築物の耐震化の目標



本市は施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物については、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位を付け、耐震化を進めます。

市有建築物については、令和 2(2020)年度末現在の耐震化率が 97.6%であり、耐震性が不足している建築物について、今後も耐震化を進め、令和 7(2025)年度末までに全ての建築物が耐震性を満たすことを目標とします。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

3-1 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

住宅については、耐震化の重要性についての普及啓発や耐震化費用の助成支援とともに、地震時に命を守る方策の一つである耐震シェルターの設置等、減災化についても普及・促進を図ります。また、通学路などの安全性にも着目し、市で指定する避難路沿道の、耐震性が不足している住宅や危険なブロック塀等の除却を促進することを基本とします。

その他の建築物についても耐震化費用の助成や所有者等への働きかけを基本的な取組みとし、防災上重要な市有建築物については、安全に配慮した施設管理の中で、耐震化を含めた施設のあり方や災害時の運営方針に基づき、早急に耐震化を完了することを基本とします。

3-2 耐震診断・改修を図るための支援策

(1) 安心して相談できる環境の整備

ア 相談窓口の整備

市民の皆さんが気軽に相談できるよう、都市計画課内に耐震改修相談窓口を設置しています。

また、所有者等が知りたい情報を的確に提供できるよう、助成制度を周知するチラシやリーフレットなどの資料の充実を図り、相談しやすい窓口の整備に努めます。

イ 耐震アドバイザーの派遣

耐震診断及び耐震改修等に関する技術的助言を希望する方に対して、無料で耐震アドバイザーを派遣しています。

○耐震アドバイザーとは

- ・耐震アドバイザーは、栃木県の認定を受けた耐震のプロです。
 - ・あなたのお宅にアドバイザーが出向いてアドバイスを行います。
 - ・自治会などのグループでの申し込みもできます。
 - ・営業活動は行いません。行政が窓口なので安心です。
- (耐震アドバイザーのお問い合わせは、お住まいの市町担当課まで)

ウ 耐震診断技術者・改修施工者の育成

県及び建築関係団体と連携し、耐震診断や耐震改修技術者等の育成・技術向上のための講習会を行っています。

(2) 普及啓発の実施

ア パンフレット等の作成・配布

木造住宅の耐震化の必要性や、助成制度を周知するリーフレット等を作成・配布し、普及啓発を行っています。市のイベントや庁舎内のブース展示等の際に広く配布します。

イ ホームページ等の活用

市のホームページやラジオ、広報紙等を活用し、耐震化促進に向けて情報提供を行っています。

ウ 耐震普及ローラー作戦の実施

県との連携により、県・市・耐震アドバイザーからなる班を編成し、旧耐震基準で建てられた木造住宅について、直接住宅を訪問し耐震化の普及啓発を行っています。

エ 工事現場等を活用した広報

これまで以上に多くの市民に住宅の耐震化について興味を持っていただくため、補助を受けて実施する耐震化工事の現場等に「耐震化を実施している」旨を掲示する等の広報を、県と連携して取り組みます。

(3) 各種支援の実施

ア 木造住宅耐震診断事業補助金交付制度

本市では、住宅（昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅）の耐震診断を希望する方に対して診断費用の一部を市が補助する「木造住宅耐震診断等事業補助金交付制度」を実施しています。

イ 木造住宅耐震改修等補助金交付制度

本市では、耐震診断の結果に基づき耐震改修を行う方に対して、耐震改修及び耐震補強計画の策定、耐震建替に要する費用の一部を市が補助する「木造住宅耐震改修等事業補助金交付制度」を実施しています。

ウ ブロック塀等撤去補助金交付制度

本市では、地震によるブロック塀等の倒壊、転倒の事故を未然に防止し、市民の安全・安心を確保するため、危険なブロック塀等の所有者に対し、撤去を行う際に要する費用の一部を市が補助する「ブロック塀等撤去費補助金交付制度」を実施しています。

補助の対象となるブロック塀が面する道路とは、「下野市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱」第2条第3号に規定するものをいいます。

エ 税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した所有者等について、所得税等の特別控除が「住宅に係る耐震改修促進税制」として講じられています。本市は所有者に対し、制度を円滑に活用できるよう情報提供を行います。

(4) 下野市耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進するため、下野市耐震化緊急促進アクションプログラムを策定します。

アクションプログラムでは、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

3-3 建築物の耐震化の促進

(1) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、所有者等に対して耐震診断の必要性を周知するとともに、必要に応じて耐震改修に関する指導及び助言を行います。

(2) 市有建築物の耐震化

市有建築物には、本市の地域防災計画で防災拠点・指定避難所として指定している施設があり、利用者の安全確保に加え、災害時における重要な機能を有していることから、耐震性が不足している建築物の早期の耐震化完了に努めます。

3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業

(1) 室内の安全対策

地震発生時には、家具や食器棚の転倒によって負傷したり、避難・救助の妨げになることが予想されます。本市では、県と連携し、室内の安全対策として家具等の転倒や棚上のもの落下による事故を防ぐため、パンフレットやちらし等の配布を通じて、安全対策についての普及啓発を図ります。

また、住宅の耐震改修が困難な住宅所有者に対して、震災により家屋が倒壊しても安全な空間の確保ができるよう、2階に寝室をおくことや、防災ベッドや耐震テーブルの設置、ルームシェルターの組み込みを啓発していきます。

(2) エレベーター・エスカレーターの地震防災対策

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、エレベーターでの閉じ込めや釣合おもりの脱落、エスカレーターの脱落等の被害が発生しました。

こうした被害を踏まえて平成26(2014)年に建築基準法施行令が改正され、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止に関する規定が定められました。

本市では、県と連携して、現行指針に適合していない既存エレベーター・エスカレーターの所有者、管理者等に対して法の改正内容を周知し、安全対策を講じるよう、建築基準法による定期検査等の機会を通じて指導します。

市民に対しては、地震時のエレベーターの運行方法や、閉じこめられた時の対処について、パンフレット等で普及・啓発していきます。

(3) 工作物等の安全対策

昭和53(1978)年の宮城県沖地震、平成17(2005)年の福岡県西方地震、平成30(2018)年の大阪北部地震で、ブロック塀等の倒壊により犠牲者が発生しています。

本市でも、東日本大震災でブロック塀等が倒壊する被害が約500件発生しています。

倒壊したブロック塀・石塀などは二次災害を引き起こすおそれがあることに加え、道路をふさぎ、避難や救急・救命及び救助活動の妨げとなることから、本市では市民に対して危険なブロック塀等を撤去する際の補助制度（下野市ブロック塀等撤去費補助金交付要領）による支援対策と指導啓発活動

を行いながら、安全対策を推進します。

また、市街地における窓ガラスや広告塔、タイル等落下の危険性があるものについて、所有者へ十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進します。

(4) 天井脱落対策

東日本大震災では、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生しており、本市でも学校体育館の天井が落下し、負傷者が発生する被害がありました。

国では大規模施設の天井脱落対策等に係る新たな基準を定めており、本市は県と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

また、市有建築物については、安全性を確保するため、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落防止対策に取り組みます。

(5) 住宅・建築物の点検

耐震改修を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態で維持するように努めなければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について、周知します。

3-5 優先的に耐震化に着手すべき建築物

地震に伴う被害を減少させるため、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

① 住宅

住宅については、旧耐震基準で建築された木造住宅の過去の地震における被害状況、新耐震基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、耐震基準を満たさない住宅を「耐震化を図る建築物」とします。このうち旧耐震基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

《耐震化を図る建築物》

- ・耐震基準を満たさない住宅

《優先的に耐震化を図る建築物》

- ・旧耐震基準建築物に該当する木造住宅

② 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定される「多数の者が利用する建築物」については、地震発生時に利用者の安全を確保する必要性が高いこと、第 2 号に規定される「危険物を取り扱う建築物」については、倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、第 3 号に規定される「地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物」については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定既存耐震不適格建築物を「耐震化を図る建築物」とします。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部及び支部の庁舎、消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その他の防災上重要な建築物については、「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

また、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や、人的被害発生懸念等から、「多数の者が利用する建築物」にあっても公民館、大型小売店舗等の多くの市民が利用する施設については、「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

《耐震化を図る建築物》

- ・全ての特定既存耐震不適格建築物

《優先的に耐震化を図る建築物》

- ・「多数の者が利用する建築物」のうち公民館、大型小売店舗等の施設
- ・災害対策本部施設
- ・医療活動拠点施設
- ・養介護施設
- ・その他の防災上重要な建築物

③ 公共建築物

公共建築物については、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、計画的かつ効果的に耐震化を進めます。

本市では防災上重要な公共建築物として、以下の建築物を優先的に耐震化を進めます。

- ・ 防災拠点（災害対策活動拠点、自治医科大学附属病院（災害拠点病院））
- ・ 医療救護活動の施設（病院等）
- ・ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- ・ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- ・ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

④ 公立学校

公立学校については、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であり、災害時には応急避難場所となるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、早急に安全性を確保することが必要です。

文部科学省では、平成 15(2003)年 7 月に、学校施設の耐震化を推進するための基本的な考え方や学校設置者である地方公共団体における耐震化推進計画の策定方法等を提示した「学校施設耐震化推進指針」を策定し、支援事業として「学校施設の耐震化推進計画等策定支援事業」を実施しています。

本市ではこれらの取組を踏まえ、学校施設の耐震診断の実施と、必要に応じた耐震改修工事の実施を総合計画に位置づけており、平成 28(2016)年時点で全ての学校施設が耐震性を満たしています。

今後は、さらなる安全性の確保を目指して、体育館等の天井落下防止など、総合的な安全対策に努めます。

3-6 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路は、震災時の建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起らないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に促進する必要があります。

そのため本市では、県が定めた緊急輸送道路に加え、災害時に市民等が円滑に避難を行えるよう、各地区の実態に即した避難路を指定しています。

本計画では、耐震改修促進法（第6条第3項第2号）の規定に基づく地震発生時に閉塞を防ぐべき路線を以下のとおり指定します。

種別	路線名
第1次緊急輸送道路	国道4号、新国道4号
第2次緊急輸送道路	羽生田上蒲生線、国道352号、下野壬生線 栃木二宮線、下野二宮線
第3次緊急輸送道路	小山壬生線、宇都宮結城線、栃木二宮線
市指定緊急輸送道路	避難所周辺道路の状況を勘案して設定した候補路線が対象

3-7 重点的に耐震化すべき区域

本市は東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が南北に流れ、高低差の少ない台地と低地から構成されています。

平成 25(2013)年に県が実施した地震被害想定調査によると「県庁直下に震源を仮定した地震」が発生した場合、本市では全域で震度 6 弱以上が予測されており、特に国道 4 号以西の地域では震度 6 強と高く、南河内地区の鬼怒川周辺の低地では液状化危険度が高くなっています。

また、緊急輸送道路沿道の法第 14 条 3 号に規定される特定建築物の立地分布をみると、JR 石橋駅及び JR 小金井駅のそれぞれ駅西周辺市街地に多く位置していることがうかがえます。旧石橋町には現行の耐震基準が施行される以前から存在する人口集中地区があり、旧耐震基準の建築物の割合が多くなっています。これらのことを踏まえて、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進し、旧石橋町市街地及び JR 石橋駅、JR 小金井駅西側の緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行うとともに、震災発生時の安全な避難経路を確保します。

4. 計画の推進に向けて

4-1 推進体制

地震に強いまちづくりを進めるうえで、建築物の所有者又は管理者が、地震防災対策を自らの問題として捉え、自主的に安全性の確保に取り組むことが重要です。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられます。

このような基本的認識に基づき、建築物所有者、市、県等は、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組みこととします。

(1) 役割分担

① 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題といった認識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性の確保に取り組みます。昭和56年6月の新耐震基準の施行以前に建てられた住宅・建築物の耐震診断・耐震改修や建替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とし、地震時における道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識し、主体的に耐震化に取り組むものとします。

特に、多数の者が利用する建築物等の所有者は、利用者の人命を預かっていること、また当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修の実施に努めるものとします。

② 本市の役割

本市は、「市民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、優先的に耐震化すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。そのため本市は、市民に対して建築物の地震に対する安全性の向上、地域の連帯による防災意識の高揚に関する啓発及び知識の普及に努めます。

また、県との連携を図りながら、旧耐震基準の住宅・建築物が密集している地域に対して、優先的にローラー作戦を実施するなど、地域の実情に配慮した効果的な施策を講じることに努めます。

③ 県の役割

県は、「県民の生命・財産を守る」ことを基本とし、地震時における建築被害及び人的被害を軽減するため、耐震改修促進法の規定に基づき、住宅・建築物の所有者等に対し耐震性の向上についての積極的な指導及び助言等を行います。

また、県内市町及び建築関連団体等と連携を図りながら、必要な施策を講じると共に、市町が実施する施策の支援等に努めるなど、県全域における住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。